

【書評】

孝橋正一著『現代資本主義と社会事業』

社会事業の基本問題・第3部

一九七七年ミネルヴァ書房刊

井岡勉

孝橋正一氏が社会科学的方法論に立つ代表的な社会事業（社会福祉）学究の一人であることは、周知のとおりである。氏の理論は孝橋理論と称せられ、その対立理論への批判は辛辣をきわめる。社会事業研究において、正面からの論争らしい論争がとますれば回避され、多様なアプローチが乱立的に併存する寛容な風潮もある。そのなかで挑戦的な氏の論争態度は特異にさえ映る。しかし、氏の提起、参加する論争展開を通じて、争点がより明確となり、氏自身の理論展開を含め、わが国社会事業研究の発展に少なからず結びついてきたことはたしかであろう。

このたびの労作『現代資本主義と社会事業』は、前著『全訂・

『現代資本主義と社会事業』

社会事業の基本問題』（一九六二年）、『続・社会事業の基本問題』（一九七三年）につづく孝橋理論三部作の第三部として刊行された。第一部はいわば孝橋理論の体系的編成の書であり、第二部はそれを足場として、社会事業理論に関する諸家の業績・成果を鋭く分析・批判したものであった。これに対し、第三部は孝橋理論の一応の集大成であり、現代的状況における展開の性格を帯びている。

本書（第三部）の主要な任務は三つある。第一は、表題の示すように現代資本主義Ⅱ国家独占資本主義下での社会事業の基本問題を解明することである。それは今日社会経済の激動する時代を背景として、社会事業理論と実践の混迷状況のなかで、孝橋理論ではどうとらえるのかと問われ、待ち望まれたものである。した

『現代資本主義と社会事業』

がってそれはまた、国家独占資本主義と社会事業をめぐる孝橋理論への一定の注文、批判があったことに対する応答の意義をもつ。第二は、新進・中堅の「福祉労働論・運動論」の発展を期待しつつ、孝橋理論からみたその研究方法論上の誤謬をただすべく批判することである。第三は、社会科学的方法論に立って、ケースワークに代表される技術論的体系を社会的対策体系上に位置づけ直し、その展開方向を示すことである。

孝橋氏は「序」のなかで、戦後社会事業論の展開をふり返りながら、社会科学的方法論による本質解明を使命・信念とする自己とのかわり、きり結びを位置づけている。これによっても、過去三十年間「社会科学的方法論によって社会事業を学問的水準にまで高めるための努力」を傾けてきた氏の理論研究の比重の大きさを再認識させられる。

本書は重量感のある中身の濃い書物である。読みごたえがあり、あらためて教えられるところが多かった。いままで十分理解していなかった諸点も知らされた。読みの浅いままに断片的で見当違いの批判に走るのではなく、よく読みこんで学びとり、その上で理論体系の核心に迫る批判を提示するのであれば、と自戒させられた次第である。

さて本書は十章、三五四ページにわたる構成・内容をもつ。第一章「社会事業原理の基本課題」、第三章「窮乏化法則と現代社会事業」の大半、第五章「国家独占資本主義と社会事業行財政」、第九章「ソーシャル・ケースワークと社会科学的方法」の大半、

および第十章「現代資本主義と社会事業政策」はそれぞれ新たに執筆されたものである。他の章は前記『全訂』と『続』との過渡的著作『社会科学と社会事業』（一九六九年）から選択的に書き改められ、加筆されたもので、第二章「社会事業の社会科学的方法」、第四章「福祉国家と『社会福祉』政策」、第六章「社会・労働運動と社会事業」、第七章「現代ヒューマニズムと社会事業」、第八章「社会科学とソーシャル・ケースワークをめぐる論争」がそれに相当する。

本来ならば、各章の内容を詳細に紹介しつつ論評を加えるべきであるが、紙幅などの都合によって選択的・横断的に本書の内容・特徴を類別してとりあげ、そのあと方法的特徴について言及するとともに、若干の注文を提出したい。

二

(1) 本書はまず、戦後日本の社会事業学界の停滞と混乱状況にかかわる社会事業（理論・実践）の基本問題として、①「社会福祉」概念の混乱、②社会事業における理論と実践、③社会事業における客観性と主体性をめぐる問題を指摘し、批判的克服を試みている（第一章）。「社会福祉」概念の混乱（第一節）については、それが単にコトバの問題ではなく、「社会事業そのものの本質にかかわる基本的課題」、「社会事業の理論体系の科学性にかかわる重大な問題」（二ページ）として警告する。「社会福祉」は厳密には一定の社会問題対策体系の一形態としての「社会福祉事

業』ないし「社会福祉政策」(著者は社会事業政策を含む社会事業としての本質概念を一貫して使用する)であるが、「社会福祉」への「政治的呼び変え」から「理論的誤謬への道が開かれ」、本質概念を機能論的・現象論的概念にすり変え」「反ってそれが正当な認識と設定」と主張する場合が多いと指摘する。この批判はとくに「政策と運動との同じ次元のうえでの統一に『社会福祉』の本質を求め」る「福祉労働論・運動論」に向けられている(六〇八ページ)。

社会事業における理論と実践(第二節)、客観性と主体性の関係(第三節)についても、乱雑で一面的であったり、認識水準が低いことに対して、社会科学的方法論をもって弁証法的な統一理解のあり方を提示している。理論と実践について、著者は「生きた人間の個体の生存」を前提とする「対象化された生」としての科学的認識にもとづく理論と実践との統一理解の重要性とあり方を示し(一二七―一三三ページ)、現象的で皮相な実践概念類型を批判しつつ、真に実践的であるためには超歴史的方法論と対決する社会科学的方法論にもとづく思考・行動でなければならぬと示す(一六〇―一九ページ)。客観性と主体性については、「主体性は客観性のなかに自己実現することによってのみ主体的であることができるが、「その際主体性にとって歴史と社会が織り込まれること、労働者と階級の自覚と行動が浸透しているのだからなければならない。」(二七―二七ページ)と強調する。

(2)社会事業研究にとって社会科学の認識は不可避であるが、本

『現代資本主義と社会事業』

書はその親切な社会科学入門の内容を備えている。とくに第二章は社会科学への道として、自然法則と社会法則、社会科学の立場・内容、科学的認識方法(弁証法)、社会の構成・変動、資本主義と社会的諸問題、現代資本主義(国家独占資本主義)について系統的に理解できるよう、ポイントをおさえて整理・記述されている。前記第一章の理論と実践、客観性と主体性の問題についても、社会科学の認識を深めるうえで参考となろう。また関連して、第六章、第七章において、それぞれ社会・労働運動、ヒューマニズムに関する基礎的理解がえられるよう概説してあり、そのうえで社会事業との関係、位置づけが解明されていることは懇切である。

(3)現代資本主義下で労働者・国民大衆の貧困化が進行しており、それと社会事業との関係を構造的に解明することが今日的な課題となっている。本書では第三章で窮乏化法則をとりあげ、その意義と内容(第一節)として、資本主義的蓄積の絶対・普遍的法則から労働者階級の絶対的および相対的窮乏化が必然化することを説明している。そのなかで、窮乏化法則を従来の解釈のように「主として労働者の生活過程ないし消費生活の状況にもとめ」るのではなく、つとに提起された岡稔説のごとく「『労働者階級の経済的地位を全面的に反映する』ものとして理解される」べきこと(九十二―九三ページ)、「絶対的窮乏化の理論の承認はそのまま相対的窮乏化の理論の承認という論理的必然へ導かれる」べきこと(九十二―九三ページ)、また国内的・国際的総体としての労働者の状態、労働力の価値以下への価値の切下げへの「注視こそ、豊

『現代資本主義と社会事業』

富な生活とその水準の上昇という幻想に包まれた労働者の窮乏化の状態を、正しく眺めることのできる要点である。」こと（九五～五六ページ）、が強調される。

窮乏化法則の理論的課題（第二節）としては、ベルンシュタイン、カウツキーらの修正主義的否定・歪曲にふれたあと、窮乏化法則の存在・貫徹のとらえ方として、①実質賃金低下説②生活水準低下説（孝橋氏らの主張）③賃金—価値以下・格差拡大説を紹介・検討し、また窮乏化法則の貫徹を実証、再発見する科学的努力の必要性を提唱している。一般的危機の段階における窮乏化の進行する諸相とその本質解明、実践的指針樹立への労働者階級の課題（第三節）についても言及している。

窮乏化法則の研究は前進を続けているが、現代の貧困化論（第四節）として、相沢与一、池上淳、高木督夫各氏の所説を紹介し、共通的特徴として、「資本主義的蓄積の絶対・普遍的法則を当面の手掛りにはしているが、その基底に剰余価値、それを生む資本—賃労働関係および労働（生産）と生活（消費）の両過程の弁証法的統一の全現実のなかに貧困化の貫徹の必然性を位置づけて論証し」、「資本の隷属⇨搾取の拡大再生産が指摘されて」おり、「労働者の貧困化の現実と研究が国家独占資本主義段階においてますます重要な課題となりつつあり」、「それが体制変革へのエネルギーであり理論的指針となる」（一一四～一五ページ）と高い評価を与えている。

これに対して、国家独占資本主義下の社会的共同消費手段の不

足・節約の問題として提起された「新しい貧困」論（第五節）については、宮本憲一氏の理論をとりあげ、それが所得と雇用こそ貧困の基本条件であることなど五点を考慮に入れ忘れたもの指摘し、「新しい貧困」は「古い貧困がそこから生成してくる、その同じ社会的・経済的根拠から生起してくる表現なり形態なりの相違にすぎない」と批判している（一一六～一二〇ページ）。そして「宮本理論の無条件的な受入れを前提とする」高島進氏の社会事業理論を、「一般対策」と「社会福祉」との概念的区別を抹消する方向で理論展開しようとするものとして、追加的に批判している（一二一～一二六ページ）。以上の分析を通じて、窮乏化法則、貧困論の科学的認識が社会事業研究にとって基本的に重要であることを示唆している。

④現代資本主義⇨国家独占資本主義と社会事業との関係をとりあげた章として、第四章「福祉国家と『社会福祉政策』」、第五章「国家独占資本主義と社会事業行財政」、第十章「現代資本主義と社会事業政策」がある。そのなかで「福祉国家」では、国家独占資本主義の別名、看板としての福祉国家の理念と根拠の究明（第一節）とその実態の本質的批判（第二節）が展開され、わが国福祉国家段階での技術革新・合理化と社会的変動（第三節）の社会事業に及ぼす影響が分析される。そして福祉国家と社会事業（第四節）について、福祉国家（国家独占資本主義）段階の国家は、「『社会福祉』政策とその拡大・発展を通じて資本の要請に応え、自らの地位を確保しようとする」（一二四～一二六ページ）論理的

・現実的必然性が示される。

「社会事業行財政」では、まず世界恐慌以降の国家独占資本主義の形成（第一節）について、アメリカ、イギリス、日本の成立・展開の事情にふれ、ついで国家独占資本主義の性格的特質（第二節）として、①管理通貨制度、②インフレ、③財政投融资、④社会事業・社会保障政策の意義・役割、⑤重要基礎産業の国有化が分析される。とくに④は財政・経済政策的側面と社会・文化的側面の二重の意義をもつとする。前者の側面は「購売力の補給」や「体制の安定」以上に「深く社会的総資本の循環の特性によって規定されている。」「社会事業・社会保障政策による『移転支出の経済的本質』は『資金の特殊な形態』として規定される。」

（一五五ページ）のである。後者の側面の意義・役割は、「科学技術の発展に伴う価値の高い労働力の生産・再生産への要請であり、それに照応した肉体的健康と文化的教育の社会化である。」

（一五六ページ）

行財政における中央と地方の関係（第三節）については、前者による後者の支配・管理統制、中央集権制の強化、地方へのしわよせ、財政窮乏のメカニズムが示されるが、それは「独占資本の利潤追求」のため、「国家と地方自治体を媒介として」、いろいろの美名のもとに地域住民（労働者・国民大衆）が「洗練された方法で偽装的に奉仕させられ、収奪されていく過程にはかならない」（一六三～四ページ）のである。

高福祉・高負担論への批判（第四節）としては、①日本の資本

『現代資本主義と社会事業』

蓄積型の財政・租税構造、②社会的諸問題の構造的必然の所産から社会保障費負担が資本・国家責任に帰すべきこと、③保険・扶助中心主義などの政策技術の選択は独占資本の最大限利潤獲得・確保により終始規定されていること、からその基本的不合理性を指摘している。また関連して、租税構造と社会事業（第五節）において、社会保障給付費の国際比較により日本の低位性を示し、日本社会保障・社会事業の低水準が資本蓄積型の財政政策、租税構造に規定されていることを実証している。さらに地方自治体の超過負担（第六節）についても、中央集権の支配・強化によるその実態が分析され、「民主主義と地方自治、地域住民の生活と福祉を破壊している。」（一七七ページ）ことが指摘される。これらの論証・批判は高福祉・高負担論への対決運動の武器となろう。

「現代資本主義と社会事業政策」においては、近年のインフレと社会事業・労働運動、ライフ・サイクル計画とコミュニティ・ケア、社会事業従事者育成計画をめぐって、それぞれ問題点を詳しく指摘し、論評、批判している。

(5) ソーシャル・ケースワークと社会科学的方法については、まず第八章の「ケースワーク論争」において、社会科学的方法論に立ってケースワーク技術論を根本的に批判している。そのうえで第九章においてケースワークの体系的な社会科学的方法による本質分析（第一節）を行ない、とくに対象規定の重要性（第二節）を強調し、歴史的・社会的規定を欠落するとどんなに混乱し、まちがいが必然となるかを論証している。また「ケースワーク論

争」の焦点を整理し、社会科学的方法論による解決方向を示す（第三節）。社会事業の政策と技術との関係（第四節）についても明らかにしている。日本的ケースワーク（第五節）については「過程」より保護活動・援助の実体的内容に重点をおき、社会資源の利用・開発を中心事項とする方向を示している。ケースワークにおけるアメリカと日本の動向（第六節）にもふれたあと、孝橋理論による社会科学のケースワーク論への数人の批判と創造的試み（第七節）をとりあげているが、とくに「福祉労働論・運動論」に立つ松田真一氏への反批判は手厳しい。それと対照的に堀川幹夫・木原和美氏の所説については、社会科学のケースワークの「創造的試み」として詳しく紹介し、高い評価と将来展開への期待をよせている。

三

本書の方法的特徴は、まず第一に学問研究方法論として、社会科学的方法論を首尾一貫して駆使展開しているところにある。それが孝橋理論の真髓であり、強靱さの武器となっていることは明白であろう。

第二の特徴は、科学的弁証法によって理論が力動的に組み立てられていることである。孝橋理論を生硬で静態的、一面的だとみるむきがないでもないが、よく読めば著者がいかに弁証法的思考を重視、強調し、またそれを見ごとに展開していることがわかる。第一章の社会事業における理論と実践、客観性と主体性の論述な

どはその好例であろう。また本質と現象との峻別および弁証法的統一把握の必要が終始一貫強調されている。

第三は、学問研究に当って、対象規定の重要性を再確認させることである。社会事業の技術論的体系や福祉労働論・運動論に対する批判の焦点も、対象規定にかかわるものとみなしてよいであろう。とくに第九章第二節はその重要性を集約的に提示している。第四は、論理と概念の厳密性が重視され、貫かれていることである。それは孝橋氏のいかにも学究らしい学問研究態度のあらわれでもある。政策概念と運動概念との同一次元上の同居に対する厳しい批判などにその例証がみられる。

以上は孝橋氏の学問研究態度の厳しさにかかわる堅固な方法的特徴があり、そこから対立理論を完膚なきまでに論破することにならざるをえないものとみられる。

それに加えて、第五に、自説をくりかえし、まきかえし、諄々と執抑なまでに根気よく説明する努力を指摘しておく必要がある。自説の正確な理解を求めるその真摯な態度に敬服のほかはない。

四

本書に対する今後の課題、注文としては、次の六点を記しておきたい。まず第一に、「序」のなかに著者の使命が一応終ったかのような表現があるが、著者が沈黙されるとますます見当はずれの批判がむし返されるであろうし、また社会事業をめぐる現実が

複雑化しているので、著者の理論展開がいつそう要請される。さらに後学の研究を見守り、批判指導される必要もあろう。要するに社会事業の学問研究と実践の発展のためますます氏の活躍を望むべきであらう。

第二に、孝橋理論では本書においても階級斗争、弁証法的統一、矛盾の統一といったことが重視され、実際に理論展開されているが、全体としては資本の論理の強調に偏するという印象をぬぐいえない。「資本蓄積と賃金労働の再生産機構のなかにおける社会政策」(一五ページ)と位置づけるとき、例の「機構的・経済的視点」のトーンと似ていて、生産力説と本質的どのようにつながるか。その疑問のポイントは、氏の対象規定とくに社会問題、社会的問題の分析のところで(『全訂・基本問題』)、階級斗争とどうかかわるのか明確でないところにある。そのことはまた、社会政策の理論的および実際の限界とそれに規定された社会事業の補充性および代替性の再検討を要請する論点となるかもしれない。たとえば服部社会政策論における経済的・社会的必然性の論理を孝橋理論ではどうとらえるのか。われわれとしても社会政策論争を再検討するなかで、この理論問題に迫っていかねばならない。さらに孝橋理論ではどんな組織論、運動論の展開になるかということも重要な課題である。

第三に、国家独占資本主義と窮乏法則の理論的展開のなかで、資本の論理と階級斗争との関係において社会問題、社会問題対策、社会事業を構造的に位置づけ、関係づける必要がある。また孝橋

理論は原理的な性格が強いように思われ、トータルな現実分析が今後の課題の一つとなろう。これと関連して、生活問題、生活の社会化、社会事業問題・対策との関係を全面的に把握分析することが望まれる。

第四に、本書のもの足らなさは、窮乏法則のところ、最近の学究の研究成果まで紹介されているが、それとかわる著者の見解が抑制されていること、また終章において近年の特徴的な動向をトピックス的にとりあげ、批判しているが、全体的構造、相互関連性の分析・説明が不足気味なことである。終章の最後に「まとめ」が必要と思われる。なお、コミュニティ・ケア批判については、地域政策との関連で構造的に位置づけた方が性格と役割がいつそうクリアーになったのではないか。

第五に、孝橋理論では社会主義が資本主義との対置で優位的に記述されているが、一般的・抽象的でどんな社会主義なのか、またそれが資本主義からどういう経路で移行するのか、とくに社会主義陣営の否定的現象や対立を含む今日の世界的状況に照してみて、イメージがうかび難い。

最後に、最近の内外社会事業論において、システム論が抬頭してきているが、これの検討・批判が必要となろう。

以上の諸点はひとり著者のみならず、その多くがわれわれにとつての研究課題である。

(この書評は、一九七八年一月「方法論研究会」における報告に加筆したものである。)